

新潟市指定排水設備工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

新潟市長 中原、ハ一

新潟市規則第78号

新潟市指定排水設備工事店規則の一部を改正する規則

新潟市指定排水設備工事店規則（平成10年新潟市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号（表）中

「2 選任を確認できるものとして、次の各号のいずれか一つ（解除の場合は、不要）
(1) 組合健康保険又は政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。）の写し
(2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
(3) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し」

「2 選任を確認できるものとして、次の各号のいずれか一つ（解除の場合は、不要）
(1) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
(2) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
(3) 上記の他、雇用関係が確認できる書類の写し」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。